

平成 30 年 12 月 25 日

告 示

クラブオーナーが一時的に実務を行えない場合の措置について (平成 31 年 1 月 1 日より)

近時、クラブオーナーの高齢化や病気により、一時的にクラブオーナーとしての日常的な実務を執り行うことが出来ず、その運営においてクラブオーナーが不在という状態のジムが散見されます。

現在我が国のボクシング界はジム制度の上に成り立っており、クラブオーナーは協会加盟ジムとして全責任を負うジムの代表であり、その運営の責任者であります。よって J B C に対するライセンス申請やプロテスト申込などはクラブオーナーの承諾がなければ行うことが出来ないのが原則です。

選手の健康・安全管理はボクシング界における生命線ですので、全責任者不在の状態を看過することは出来ません。

本来であればクラブオーナー不在の状態を速やかに解消することが望ましいことですが、当面の間、以下の条件を満たす場合に限り、ライセンス申請、プロテスト申込、ボクサーの試合出場などを受け付けることと致します。

記

- ◆クラブオーナーの代わりに、当該ジム所属のマネージャーがクラブオーナーの代行を行うこと。
- ◆マネージャーは J B C のマネージャーライセンス取得者であり、J B C が開催した直近の医事講習会を受講していること。
- ◆ライセンス申請など各種申込業務の他、選手のプロテスト受験時や試合出場時などは必ずマネージャーが選手に同行し、選手の健康・安全管理を徹底すること。

協会加盟ジムにおかれましては、趣旨ご理解の上、ご協力のほどお願い申し上げます。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション